

審議項目 1 議論の着眼点 (1-2-2～1-2-4)

第34次地方制度調査会の審議項目(抜粋)

1.「国・都道府県・市町村間の役割分担」の在り方について

1-1 地方分権改革以降の社会経済情勢の変化と地方行政を巡る取組

- 2000年の地方分権改革以降、基礎自治体優先の原則の考え方の下、権限移譲、義務付け・枠付けの見直しや市町村合併が進められてきたが、その後の社会経済情勢の変化とも相まって、簡素で効率的な行政を指向する行政改革が進められ、外部化や広域化、デジタル技術の活用といった課題解決の手法が定着・広がりを見せている。近時において、人口減少や少子化の急速な進行に伴い世帯構成や労働力需給等の社会構造が変化し、課題が新たな局面を迎える中で、こうした地方分権改革以降の社会経済情勢の変化と地方行政を巡る取組の変遷について、どう見るか。

1-1-1 地方公共団体における事務処理の現状

- 社会経済情勢の変化に伴う課題に対し、様々な対応をしてきた地方公共団体の現状について、どう考えるか。とりわけ、行政サービス提供の持続可能性の観点から、市町村における法令に基づく事務の処理の状況について、どう考えるか。

1-1-2 各府省における取組

- 現場における担い手不足など、地方公共団体における事務処理上の課題に対応する観点から、危機意識を持って取り組んでいる各府省の対応や、国と地方の意思疎通の在り方について、どう考えるか。

1-2 取組の加速化

- 人口減少等の急速な進行に伴う社会構造の変化により、課題の解決がより困難化し、公務人材に求められる役割も変容しつつある中で、地方公共団体における事務処理の現状や、これまでの各府省における取組等を踏まえると、行政分野・地域・事務の性格に応じ、事務自体や事務処理方法、制度上の事務配分の見直し、デジタル技術の実装、市町村間の水平連携や都道府県の補完・支援などの広域連携等の取組を加速化させることが適当と考えるか。
- 適当と考える場合、これらの取組を通じて、住民に対して持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供するための国・都道府県・市町村間の役割分担や関係の在り方について、どう考えるか。さらに、当該役割分担の在り方等を実現するため、どのような制度面及び制度以外の面での対応が考えられるか。

1-2-1 AIを含めたデジタル技術の活用の方向性

- 取組を進めていく上で、急速に進展するAIを含めたデジタル技術の時宜に適った活用の在り方について、どう考えるか。

1-2-2 地方公共団体間の連携の方向性

- 地方公共団体間の連携については、一部事務組合や広域連合等を活用した市町村間の事務の共同処理に加え、経済成長と人口の「ダム機能」を目指した連携中枢都市圏構想、観光や産業振興、防災分野などを中心とした都道府県の区域を超えた単位での広域連合、広域リージョン連携などの取組が進められてきたが、どのような性格の事務について、どのような連携を進めていくことが考えられるか。

1-2-3 国・地方公共団体以外の主体の活用の方向性

- 国・地方公共団体以外の主体の活用については、全国で統一的な事務処理が可能なものに地方共同法人を活用する例や、公権力の行使に当たらない事務に民間法人を活用する例などが見られるが、どのような性格の事務について、どのような主体を活用することが考えられるか。

1-2-4 地方議会及び住民自治の在り方

- 上記の取組を進めていくことで、事務の執行の現場と住民との関わりが多様化し得るが、住民にとって持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供するための、地方議会が担うべき役割やガバナンスの確保の在り方、住民自治の在り方について、どう考えるか。

第34次地方制度調査会の審議項目(抜粋)

1.「国・都道府県・市町村間の役割分担」の在り方について

1-3 各行政分野において取組を進めていくための枠組み

- 各行政分野において、事務自体や事務処理方法、制度上の事務配分の見直し、デジタル技術の実装等の取組を進めていくためには、国・地方間でどのような枠組みが必要と考えられるか。

1-3-1 既存の枠組みとの関係

- 例えば、地方公共団体の事務処理の在り方を分野横断的に検討する 既存の枠組みとして、地方分権改革やデジタル行財政改革の推進体制があるが、取組を進めるに当たって、これらの枠組みとの関係をどのように考えるか。

1-4 各地域において取組を進めていくための枠組み

- 各地域において、国・地方間での1-3の取組を前提として、地域の特性を踏まえた市町村間の水平連携や都道府県の補完・支援などの広域連携等の取組を進めていくためには、都道府県・市町村間でどのような枠組みが必要と考えられるか。

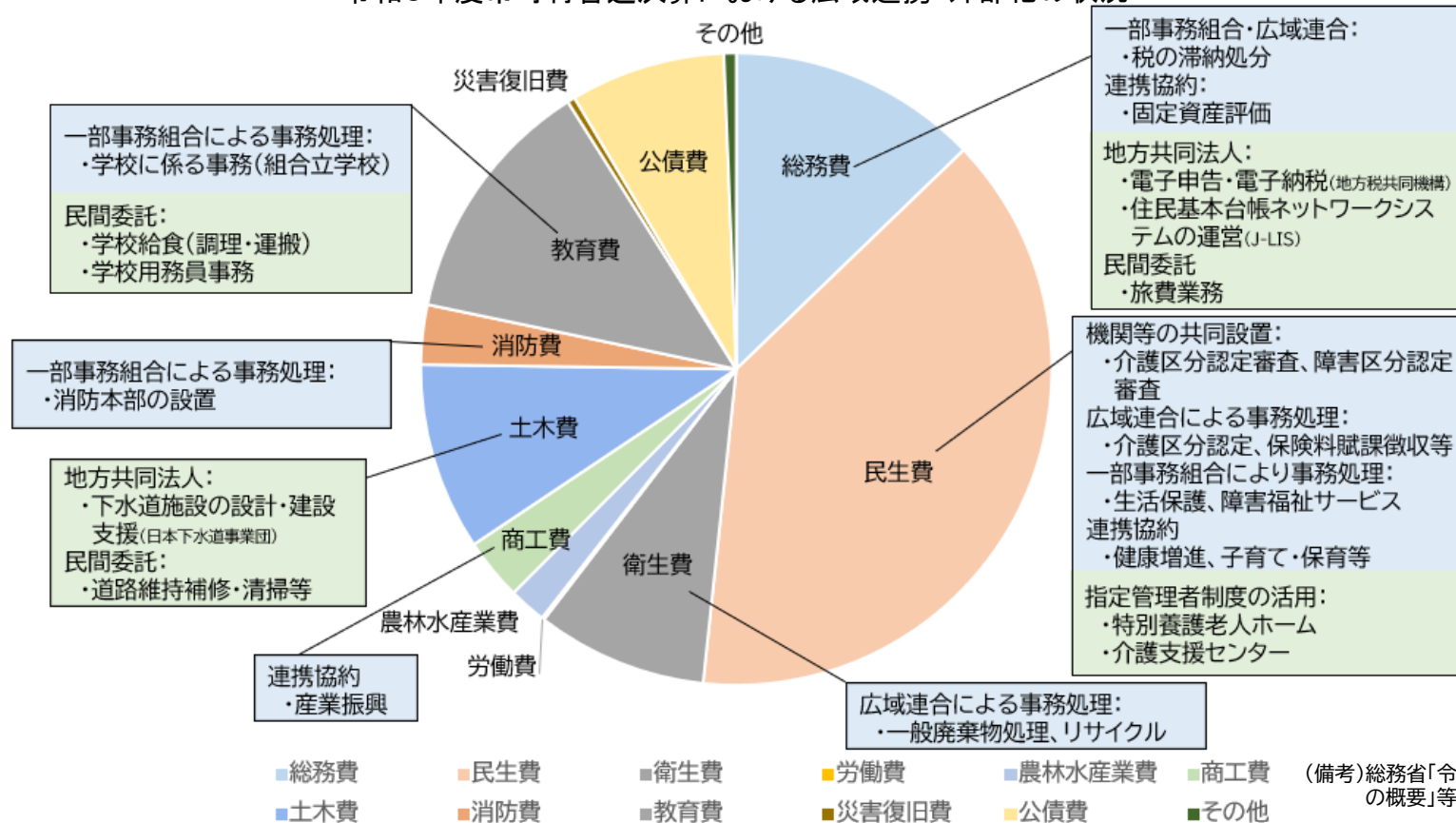
広域連携・外部化の取組が進められている行政分野の状況

【議論の着眼点】

- 市町村の事務執行は、かつては市町村自らが執行する(直営)ことが一般的であったが、地方分権改革や地方行革を経て、幅広い分野において広域連携や外部化(アウトソーシング)の手法が用いられている状況が見て取れる。
- その結果、市町村長は、事務を直営するだけでなく、多くの選択肢の中から最も適切な手法・主体を選択し、その進捗や成果を把握・管理するといった、市町村以外の外部主体も含めた事務執行に係る総合的なマネジメント(事務執行の総合マネジメント)が求められるようになってきているのではないかと。

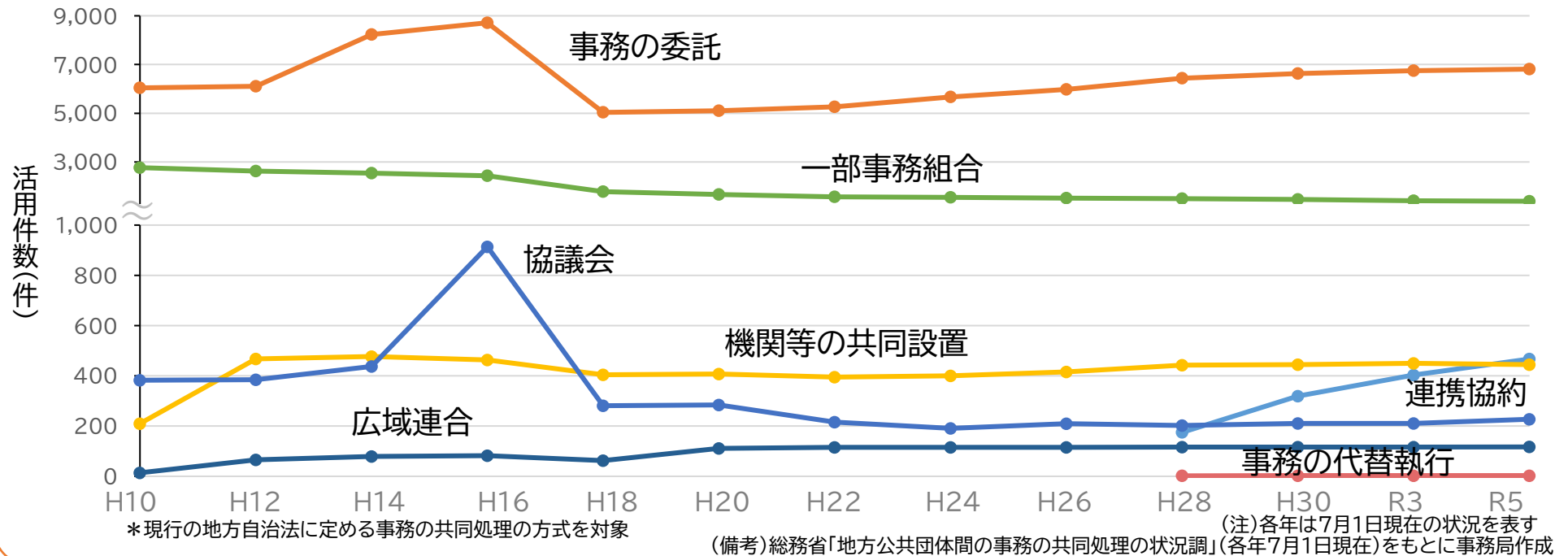
→関係資料p1

令和6年度市町村普通決算における広域連携・外部化の状況



(参考)事務の共同処理及び民間委託等の活用状況

事務の共同処理の活用状況



民間委託等の活用状況

◆民間委託実施状況の比率が高い主な事務 (指定都市を除く市区町村)

情報処理 庁内情報システム維持	99.8%
水道メーター検針	98.1%
一般ごみ収集	97.3%
道路維持補修・清掃等	96.6%

(注)実施団体の比率(%)=委託実施団体数÷事業実施団体数(「全部直営かつ専任職員無し」除く)×100

◆指定管理者制度導入状況の比率が高い主な施設 (指定都市を除く市区町村)

特別養護老人ホーム	76.4%
プール	53.1%
文化会館	52.6%
福祉・保健センター	52.4%

(注)導入団体の比率(%)=制度導入施設数÷公の施設数×100

1-2-2 地方公共団体間の連携

【議論の着眼点】

<市町村合併と広域連携>

- これまで、市町村合併と広域連携は、交互に重点が置かれてきた(※)と見ることはできるのではないかな。
- ※ とりわけ、昭和の大合併後は、都道府県知事が圏域を設定し、一部事務組合等の堅固な組織を推進主体とした広域市町村圏等の広域連携の取組を推進
- 平成の合併後は、多様な手法(次頁参照)の中から地域の実情に応じて最も適したものを市町村が自ら選択する自主的な広域連携の取組(※)に重点が置かれてきたと見ることはできるのではないかな。
- ※ 圏域の設定を指定都市や中核市の発意に委ね、近隣市町村を含む圏域で都市機能を維持確保する連携中枢都市圏などの広域連携の取組を推進

➡関係資料p2~9

<市町村合併関係>

		市	町	村	計	
昭和の大合併 ○人口規模8,000人を標準として町村の合併を推進	昭和 28(1953)年10月	286	1,966	7,616	9,868	昭和28(1953)年 町村合併促進法
	31(1956)年 4月	495	1,870	2,303	4,668	
	36(1961)年 6月	556	1,935	981	3,472	
平成の合併 ○地方分権の推進等のなかで、与党の「市町村合併後の自治体数を1,000を目標とする」という方針を踏まえ、自主的な市町村合併を推進	40(1965)年 4月	560	2,005	827	3,392	平成17(2005)年 市町村の合併の特例等に関する法律(新法)
	60(1985)年 4月	651	2,001	601	3,253	
	平成 11(1999)年 3月	670	1,994	568	3,232	
	18(2006)年 3月	777	846	198	1,821	
	22(2010)年 3月	786	757	184	1,727	
	26(2014)年 4月	790	745	183	1,718	

<広域連携関係>

昭和44(1969)年 広域市町村圏
「昭和44年度広域市町村圏振興整備措置要綱」制定
第1次として33府県41圏域を指定(昭和44~47年度までで340圏域を指定)

昭和52(1977)年 大都市周辺地域広域行政圏
「大都市周辺地域振興整備措置要綱」制定
平成22年4月までに19圏域を指定

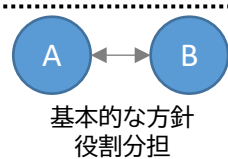
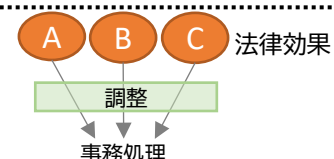
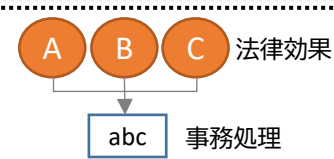
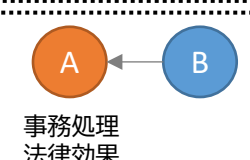
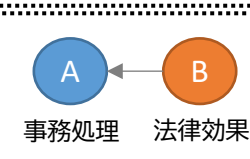
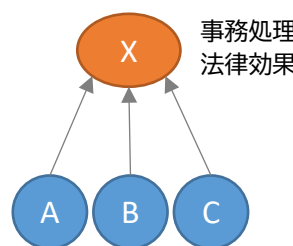
平成6(1994)年 広域連合
地方自治法改正(広域連合制度の創設)

平成20(2008)年 定住自立圏
「定住自立圏構想推進要綱」制定
令和8年4月現在、131圏域

平成26(2014)年 連携中枢都市圏
地方自治法改正(連携協約、事務の代替執行の創設)
「地方中枢拠点都市圏構想推進要綱」(※)制定
令和8年4月現在、38圏域
※平成27(2015)年「連携中枢都市圏構想推進要綱」に改称

(参考)地方自治法に基づく共同処理制度

第2回総会資料
(令和8年5月20日)

共同処理制度		制度の概要	連携イメージ	運用状況 (R5.7.1 現在)
別法人を設立しない仕組み	連携協約	地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める。	 基本的な方針 役割分担	○締結件数：467件 ○連携中枢都市圏の形成に係る連携協約など
	協議会	地方公共団体が共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行う。	 法律効果 調整 事務処理	○設置件数：227件 ○主な事務：消防、救急、広域行政計画
	機関等の共同設置	地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置。	 法律効果 abc 事務処理	○設置件数：445件 ○主な事務：介護区分認定審査、公平委員会、障害区分認定審査
	事務の委託	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる。	 事務処理 法律効果	○委託件数：6,815件 ○主な事務：住民票の写し等の交付、公平委員会、競艇
	事務の代替執行	地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる。	 事務処理 法律効果	○代替執行件数：3件 ○上水道に関する事務、簡易水道に関する事務、公害防止に関する事務
別法人を設立する仕組み	一部事務組合	地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。	 事務処理 法律効果	○設置件数：1,392件 ○主な事務：ごみ処理、し尿処理、消防・救急
	広域連合	地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。		○設置件数：117件 ○主な事務：後期高齢者医療、介護区分認定審査、障害区分認定審査

【議論の着眼点】

<最近の動向>

- こうした中、一部の法定事務では、社会情勢の変化等を踏まえ、法制度上で広域連携を義務付けたり、広域連携を後押しするための都道府県の役割を明確化したりするなどの例が出てきている。
 - ・ 後期高齢者医療：都道府県の区域ごとにすべての市町村が加入する広域連合の設置を義務付け
 - ・ 消防：消防の広域化の位置付けを明確にし、都道府県に推進計画策定の努力義務を課す
 - ・ 水道：広域連携の推進を都道府県の責務とした上で、計画策定・協議会の設置の手続等を法定

➡関係資料p10,11

<これからの広域連携>

- 市町村における行政サービスの持続可能性を確保する観点から、都道府県や制度所管省庁には、市町村の事務処理の実態を適時適切に確認し、課題（事務処理体制等）を把握した上で、必要に応じて、市町村に対し、事務の広域的な処理等に係る助言を行う役割がより強く期待されるのではないかな。
- さらに、都道府県や制度所管省庁には、次のような役割を果たすことも期待されるのではないかな。
 - ・ 都道府県：市町村同士の広域連携に係る利害調整等を行う調整の場を設け、必要に応じて都道府県自ら補完・支援を行うなど、域内の事務処理の水準を総合的・計画的に確保する役割
 - ・ 制度所管省庁：特に広域連携を求める必要性が高い事務について、上記例に見られるように、個別法で広域連携を制度的に担保していく方法を検討する役割

【議論の着眼点】

<三大都市圏における広域連携>

- 三大都市圏においては、これまで連携の必要性が指摘され、その取組を促してきたが、国による特段の支援措置は講じられておらず、また、取組の進捗が十分には見られてこなかった。
- しかしながら、最新の国勢調査によると、三大都市圏においても、東京都以外は人口が減少する状況に転じた中で、三大都市圏が、日本全体の経済を牽引し、国際的な競争力を保ちつつ、低い出生率や急速な高齢化の進行などに伴う生活環境の課題を解決していくことが求められる。
- このため、三大都市圏においても、必要な協力体制を構築し、市町村間の広域連携を適切に行っていくことが求められるのではないか。また、そのために必要な支援措置を国が講じることも考えられるのではないか。

➡関係資料p12, 13

1-2-3 国・地方公共団体以外の主体の活用

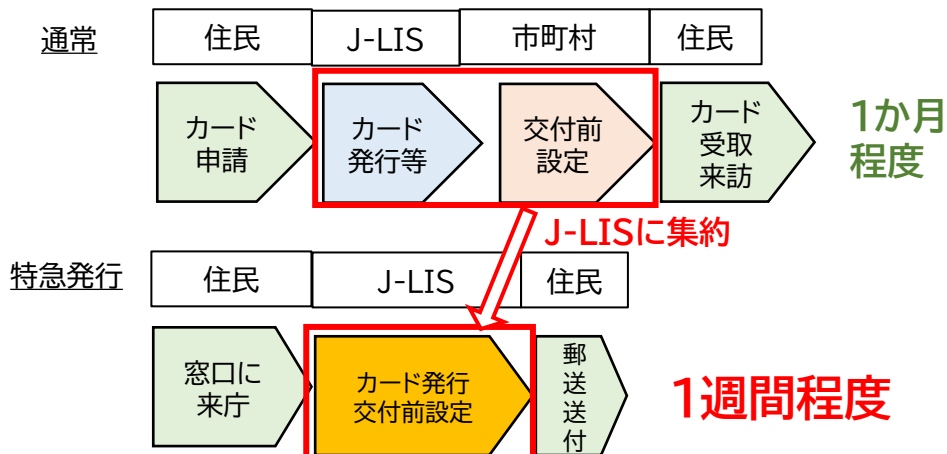
【議論の着眼点】

<広域での外部化の現状>

- 2000年の地方分権改革以降、事務を一連の業務プロセスとして捉え、それを分割し、適切な実施主体に割り当てる手法が定着し、施設管理に係る指定管理者の活用や、ゴミ収集などの現場業務の外部委託などの外部化の手法が広く用いられるようになった。
- こうして切り出された事務については、デジタル技術を背景として、自治体クラウドのように複数の市町村が共同で外部化を行うことも可能となってきた。
- 昨今、このような広域での外部化を都道府県が主導して行うものとして、上下水道分野での法人の設立や自治体情報セキュリティクラウドの運営などの例も見られる。
- さらに、これを全国単位で行うものとして地方共同法人を用いる手法があり、全国単位での外部化の効果として、行政の効率化に加え、住民・事業者の利便性に大きく寄与する例も見られる。

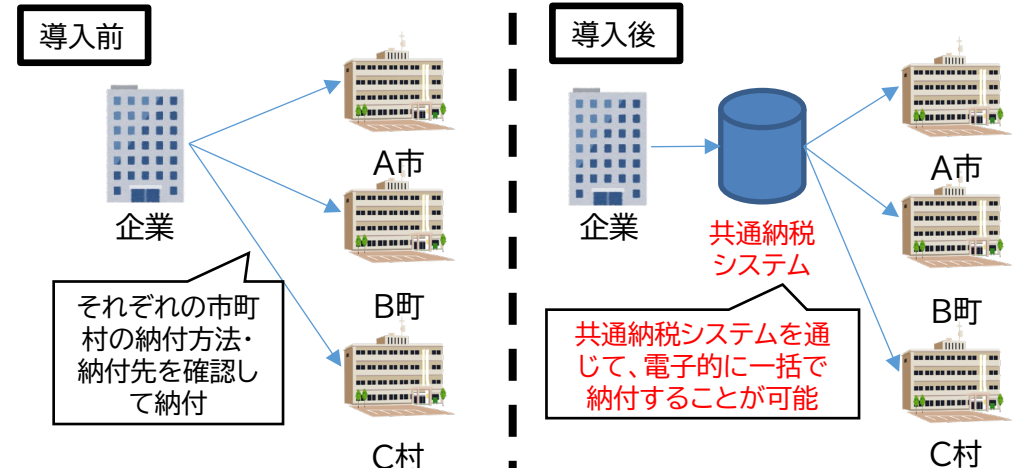
例1：地方公共団体情報システム機構（J-LIS） ～マイナンバーカードの特急発行～

紛失時や出生時にマイナンバーカードの発行に係る自治体事務の一部をJ-LISに集約することにより原則1週間以内の特急発行を実現



例2：地方税共同機構（LTA） ～地方税共通納税システムの導入～

地方税共通納税システムの導入により、個人住民税（給与所得及び退職所得に係る特別徴収）の一括納入による事業者側の納入業務の効率化等を実現



【議論の着眼点】

<国・地方公共団体以外の主体を活用する際の視点>

- 個別の事務において、市町村単独での外部化、都道府県単位での外部化、全国単位での地方共同法人の活用等から最適な手法を選択できる環境の整備が必要ではないか。
その際には、当該事務が近接性を要するか、高度専門人材が確保できるか、事務内容が画一性を有するものか、デジタル技術の活用が有効か、といった要素を考慮する必要があるのではないか。
- 都道府県単位での事務の共通化・共同化を通じた外部化については、外部化の手法・対象業務の決定やその前提となる市町村の事務見直し等における市町村間の調整が必要であるが、その推進にあたっては都道府県が積極的な役割を果たしていくことが有効と考えられるか。
- 全国単位の広域での外部化については、全国一元的な制度の運営主体となる地方共同法人の活用が適切な場合、地方の発意を基礎として、制度所管省庁が法制上・財政上の措置について積極的な役割を果たしていくことが考えられるか。
なお、全国的なネットワークを有する郵便局のより一層の活用を進めることも考えられるか。

➡関係資料p14～21

<政策企画段階からの官民連携>

- 近年、地域づくりに関する事務等において、事務の執行のみならず、戦略策定等の提案から執行まで一貫して官民連携で行う事例が見られる。
- こうした事例を踏まえ、従来よりも広範な官民連携を推進することは考えられるか。この際、民間企業の活動は都道府県の圏域にとどまらないことから、より広い圏域での連携である、広域リージョン連携の取組をさらに進めていくことは考えられるか。

➡関係資料p22

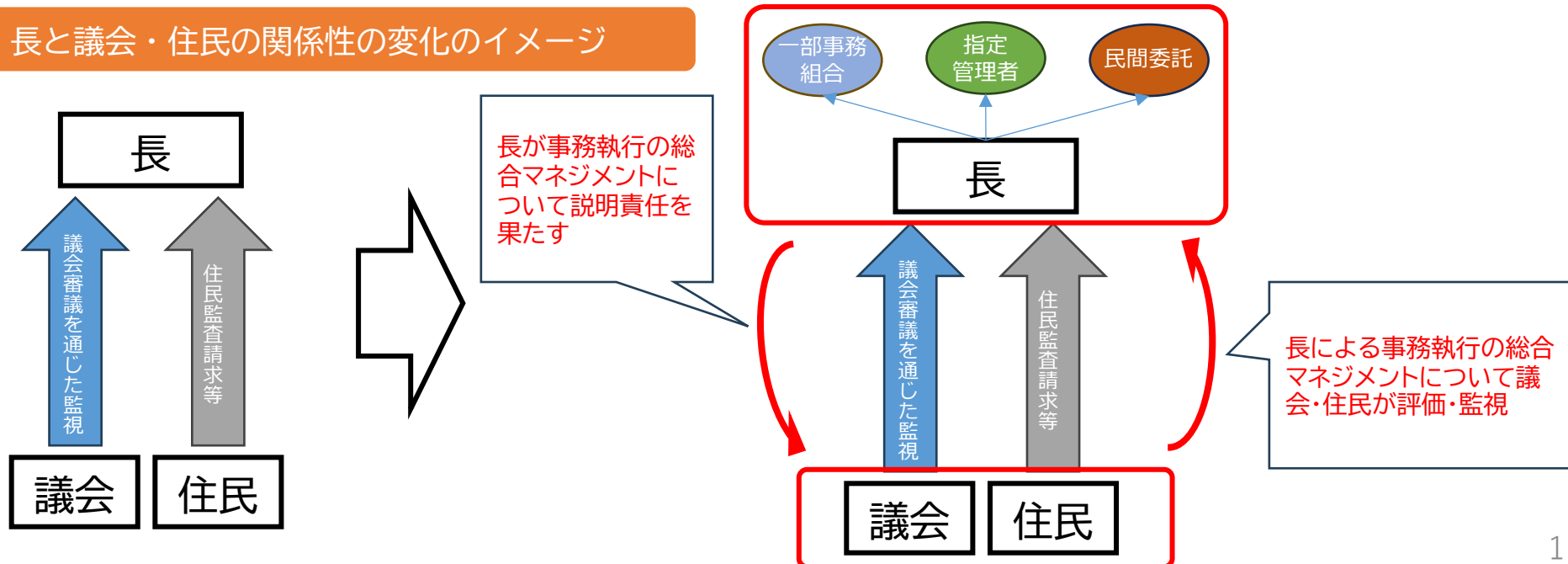
1-2-4 地方議会及び住民自治の在り方

【議論の着眼点】

- 従来、地方公共団体の長と議会・住民の関係においては、主に長が直営する事務について、議会での審議を通じた監視や住民監査請求などの手法が用いられてきた。
- 先に見てきたように、市町村における事務執行において、幅広い分野で広域連携や外部化が進められいる中では、従来型の長と議会・住民の関係のみでは実効的に民意を反映し、また監視をすることが難しくなっているのではないか。
- 今後、より一層広域連携や外部化が進められるとすれば、まず、事務執行の総合マネジメントを担う長が自らの説明責任を果たし、議会や住民はこれに対して評価・監視していくという考え方が重要ではないか。

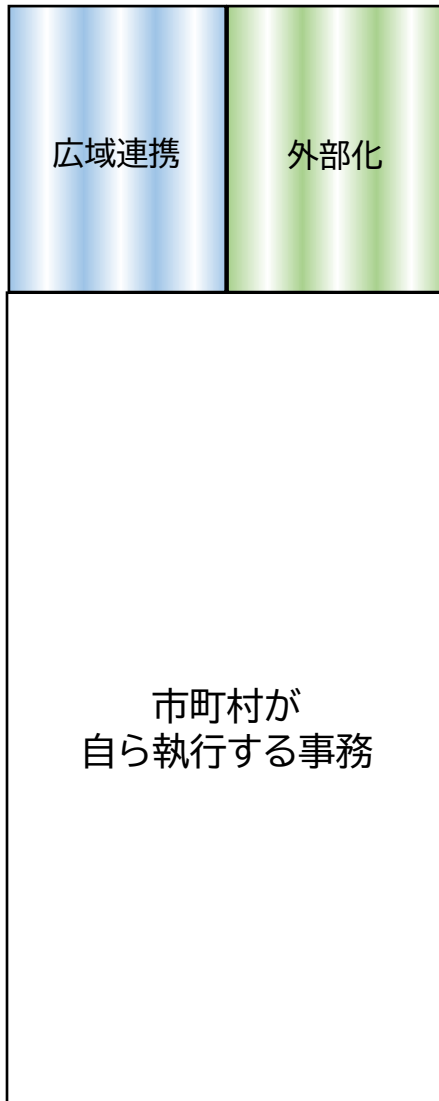
➡関係資料p23

長と議会・住民の関係性の変化のイメージ



市町村業務の最適化と目指す姿

<地方分権改革～現在>



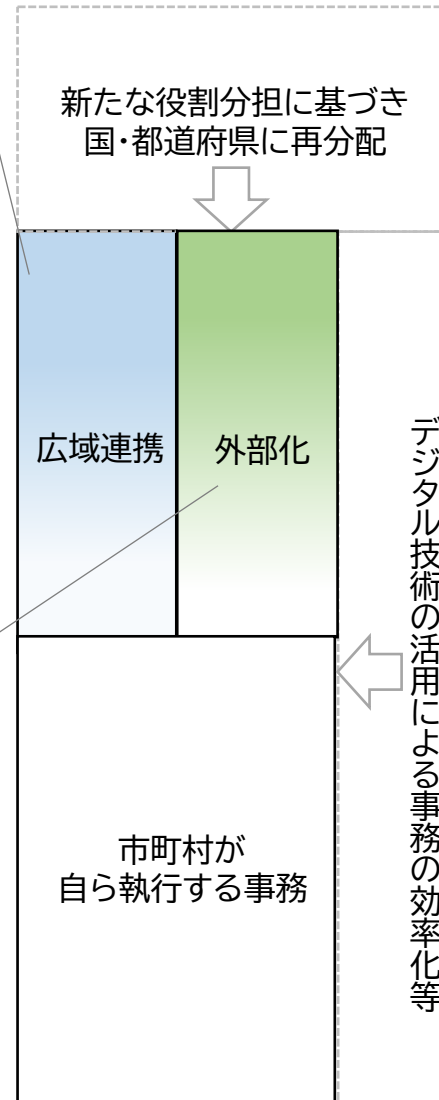
1-2-2 地方公共団体間の連携

- ①制度上広域連携を義務付け
(例) 後期高齢者医療保険制度
- ②広域連携を後押しするための
都道府県の役割を明確化
(例) 消防組織法
- ③広域連携についての制度所管省
庁・都道府県の助言
- ④地方公共団体の自主的な判
断で広域連携を実施

1-2-3 国・地方公共団体以外の 主体の活用

- ①全国単位での外部化
(例) 地方共同法人
- ②都道府県単位での外部化
(例) 水道分野での法人設立
- ③市町村単独での外部化
(例) 地方独立行政法人、指定管
理者、外部委託、群マネ

<新たな役割分担に 基づく最適化>



<最適化後に目指す姿>

